

国立大学法人富山大学の育児又は介護を行う職員の深夜労働の制限
に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日制定
平成 22 年 6 月 30 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正
令和 3 年 3 月 24 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正
令和 6 年 3 月 26 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 育児（第 2 条～第 5 条の 2）
- 第 3 章 介護（第 6 条～第 10 条）
- 附則

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、[国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)第 12 条第 2 項に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の育児又は介護を行う職員の深夜労働に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 育 児

（育児を行う職員の深夜労働の制限）

第 2 条 大学は、小学校第 1 学年の終期に達するまでの子（実子、養子、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、養子縁組里親である職員に委託されている子及び当該職員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該職員を養育里親として委託された子をいう。以下同じ。）を養育する職員（所定労働時間の全部が深夜にある者は除く。以下同じ。）が当該子を養育するために深夜労働の制限を請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間（以下「深夜」という。以下同じ。）において勤務をさせることはない。

（深夜労働の制限の適用除外者）

第 3 条 前条にかかわらず、当該請求に係る深夜において、常態として当該子を養育することができない当該子の 16 歳以上の同居の家族であって、次の各号のいずれかに該当する者がいる職員は、育児のための深夜労働の制限を請求することはできない。

- (1) 請求に係る深夜の時間帯において、就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であるもの

- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないもの
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないもの

（育児を行う職員の深夜労働の制限の請求等）

第4条 第2条の規定による請求をしようとする職員は、1回につき、1月以上6月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日（以下「制限終了予定日」という。）を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1月前までに育児・介護に係る深夜労働の制限請求書（別紙様式1）により大学に請求しなければならない。

- 2 大学は、育児・介護に係る深夜労働の制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 3 大学は、第1項の規定による請求があった場合は、深夜労働の制限を請求した職員に対し、育児・介護に係る深夜労働取扱通知書（別紙様式2）により、業務の運営の支障の有無について、速やかに通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、当該日の前日までに当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号の一に当する事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 請求に係る子の死亡
 - (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした職員が当該子と同居しないこととなった場合
 - (4) 請求した職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になった場合
- 5 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、育児・介護に係る深夜労働の制限状況変更届（別紙様式3）を大学に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、第5項の届出について準用する。
- 7 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、請求した職員は、出生後2週間以内に育児に係る深夜労働の制限対象児出生届（別紙様式4）を大学に届け出なければならない。

（育児を行う職員の深夜労働の制限の終了）

第5条 深夜労働の制限の開始日以後制限終了予定日の前日までに、次の各号の一に該当する事情が生じた場合には、制限期間は当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- (1) 前条第4項各号の一に該当する事由が生じたこと。
- (2) 制限終了予定日の前日までに、当該請求に係る子が小学校第1学年の終期に達した

こと。

(3) 請求した職員が産前休暇、産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まったこと。

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（別紙様式 3）を大学に届出なければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

（不利益取扱いの禁止）

第 5 条の 2 大学は、育児を行う職員の深夜労働の制限を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第 3 章 介 護

（介護を行う職員の深夜労働の制限）

第 6 条 大学は、対象家族（国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則第 2 条第 2 項に規定する対象家族をいう。以下同じ。）を介護する職員が、当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜労働をさせることはない。

（深夜労働の制限の適用除外）

第 7 条 前条の規定にかかわらず、当該請求に係る深夜において、常態として当該対象家族を介護することができる当該対象家族の 16 歳以上の同居の家族であって、第 3 条各号のいずれかに該当する者がいる職員は、介護のための深夜労働の制限を請求することはない。

（介護を行う職員の深夜労働の制限の請求等）

第 8 条 前条第 1 項の規定による請求をしようとする職員は、1 回につき、1 月以上 6 月以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 月前までに育児・介護に係る深夜労働の制限請求書（別紙様式 1）により大学に請求しなければならない。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の請求について準用する。

3 大学は、第 1 項の規定による請求があった場合は、深夜労働の制限を請求した職員に対し、育児・介護に係る深夜労働取扱通知書（別紙様式 2）により、業務の運営の支障の有無について、速やかに通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、当該日の前日までに当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 請求に係る対象家族の死亡

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした職員との親

族関係の消滅

- (3) 請求した職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になった場合
- 5 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、育児・介護に係る深夜労働の制限状況変更届（別紙様式3）を大学に届け出なければならない。
- 6 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜労働の制限の終了）

- 第9条 深夜労働の制限の開始日以後制限終了予定日までに、次の各号の一に該当する事情が生じた場合には、制限期間はその事情が生じた日（第2号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。
- (1) 前条第4項各号の一に該当する事由が生じた場合
- (2) 制限終了予定日までに職員が産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まったこと。
- 2 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（別紙様式3）を大学に届出なければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（準用規定）

- 第10条 第5条の2の規定は、介護を行う職員の深夜労働の制限について準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに、旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人の職員として在職し、深夜勤務の制限の承認を受けている職員又は深夜勤務の制限の承認を請求している職員については、施行日以後、新たにこの規則による請求は要しない。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第2条の規定の適用については、同条中「養子縁組里親である職員に委託されている子」とあるのは「里親である職員に委託されている子であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

育児・介護に係る深夜労働の制限請求書

請求年月日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

請求者 所 属
職 名
氏 名

☐ 育児のため
☐ 介護のため
深夜労働の制限を請求します。

		育 児	介 護
請求に係る子 又は対象家族	(1)氏 名		
	(2)続 柄		
	(3)生年月日	年 月 日 ※請求に係る子が出生していない 場合出産予定者の氏名及び続柄 氏 名 続 柄 出産予定日 年 月 日	
	(4)同居・別居の別		☐ 同居 ・ ☐ 別居
	(5)対象家族の状態及び 具体的な介護内容		
請求に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
請求に係る子又は対象 家族を常態として保育 又は介護する16歳以 上の同居の家族の状 況	☐ 請求に係る深夜の時間帯において、就業している（深夜における就業日数が1月について4日 以上の者を含む。） ☐ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により請求に係る子の養育又は対象家族を介護 することが困難な状態にある ☐ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経 過しない		
備 考			

必要な個所をチェック又は記入してください。

育児・介護に係る深夜労働取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで請求のありました ☐育児 ☐介護 に係る深夜労働の制限に関し、

下記のとおり取扱いますので、通知します。

記

☐ 請求のとおり深夜労働の制限を承認します。

請求期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 月間）

☐ 業務の正常な運営を妨げるので、次に掲げる期間（又は日）については、深夜労働の制限は認められません。

年 月 日 から 年 月 日

育児・介護に係る深夜労働の制限状況変更届

届出年月日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(申出者)所属
職名
氏名

- ☐ 育児
☐ 介護
- に係る深夜労働の制限に係る状況に変更が生じたので届け出ます。

1. 制限承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 変更届け出の事由

(1) 養育状況の変更

- ☐ 子が死亡した。
- ☐ 子が養子である場合で離縁又は養子縁組の取り消しをした。
- ☐ 子が他人の養子となったことその他の事情により同居しなくなった。
その他の事情（ ）
- ☐ 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，子を養育することが困難な状態となった。
- ☐ 産前休暇，産後休暇，育児休業，出生時育児休業又は介護休業が始まった。
- ☐ その他（ ）

(2) 介護状況の変更

- ☐ 対象家族が死亡した。
- ☐ 対象家族と職員との親族関係が消滅した。
- 消滅の理由（）
- ☐ 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，対象家族を介護することが困難な状態となった。
- ☐ 産前休暇，産後休暇，育児休業，出生時育児休業又は介護休業が始まった。
- ☐ 同居しなくなった。
- ☐ その他（）

3. 変更届け出の事由が発生した日

年 月 日

育児に係る深夜労働の制限対象児出生届

届出年月日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(申出者)所属
職名
氏名

年 月 日付けで行った育児に係る深夜労働の制限請求書において、
出生していなかった当該制限に係る子が出生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 出生した子の氏名
2. 出生の年月日
3. 続 柄